

令和2年2月5日
市民環境常任委員会資料
産業地域振興部市民課

印鑑登録資格の変更について

成年被後見人であることを理由に不当に差別されることのないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布されました。

これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の印鑑登録資格に関する規定が一部改正され同年12月14日に実施されています。

本市におきましても、改正の趣旨を踏まえ、条例に定める印鑑登録資格について、見直しを行う予定としています。

1. 変更の内容

これまで、成年被後見人については印鑑の登録資格から除外されていましたが、除外規定において「成年被後見人」としていたものを見直し、「意思能力を有しない者」に改めます。

2. 今後の予定

3月定例会に宇治市印鑑条例改正案を提案する予定です。